

2026 年 8 月 1 日

## 吸収分割に係る事後開示書面

東京都稲城市矢野口 1776 番地  
富士通フロンテック株式会社  
代表取締役社長 櫛田 龍治

東京都中野区中央二丁目 48 番 5 号  
株式会社高見沢サイバネティックス  
代表取締役社長 高見澤 和夫

富士通フロンテック株式会社（以下「吸収分割会社」という。）および株式会社高見沢サイバネティックス（以下「吸収分割承継会社」という。）は、2026 年 4 月 16 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）に基づき、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社のエアラインプリンタの開発、販売、テクニカルサポートおよび保守・リペアに係る事業（以下「対象事業」という。）に関する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号ならびに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 8 月 1 日

### 2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

#### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

本件分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。

#### (2) 会社法第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

##### ① 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

本件分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、該当事項はありません。

##### ② 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

##### ③ 債権者の異議（会社法第 789 条）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2026 年 6 月 24 日付で、官報および電子公告により、債権者に対し、本件分割に対する異議申述ができる旨の

公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、不法行為によって生じた債務の債権者はおりませんので、当該債権者に対する各別の催告は行っておりません。

### 3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

#### (1) 会社法第796条の2の規定による請求にかかる手続の経過

本件分割は、吸収分割承継会社において会社法第796条第2項本文に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、該当事項はありません。

#### (2) 会社法第797条および第799条の規定による手続の経過

##### ① 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本件分割は、吸収分割承継会社において会社法第796条第2項本文に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第797条第1項但書の規定により、該当事項はありません。

##### ② 債権者の異議（会社法第799条）

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に従い、2026年6月24日付で、官報および電子公告により、債権者に対し、本件分割に対する異議申述ができる旨の公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

### 4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である2026年8月1日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の対象事業に関する資産、負債およびその他権利義務を承継いたしました。

### 5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2026年8月6日（予定）

### 6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上